

○内閣府告示第百六十一号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第十八号をもつて公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年四月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

一 区域計画の作成主体 東京圏国家戦略特別区域会議

二 国家戦略特別区域の名称 東京圏 国家戦略特別区域

三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、二国間協定に基づく外国医師の業務解禁関連事業、公証人役場外定款認証事業、国

家戦略特別区域限定保育士事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、都市公園占用保育所等施設設置事業、医師の養成に係る大学設置事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域汚染土壤搬出時認定調査事業及び地域農畜産物利用促進事業

○内閣府告示第百六十二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第二号をもつて公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年四月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

一 区域計画の作成主体 関西圏国家戦略特別区域会議

二 国家戦略特別区域の名称 関西圏 国家戦略特別区域

三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略道路占用事業、歴史的建築物利用宿泊事業、課税の特例措置活用事業、国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業、国家戦略特別区域限定保育士事業

、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定実験試験局制度に関する特例事業及び国家戦略特別区域汚染土壤搬出時認定調査事業

○内閣府告示第百六十三号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第十九号をもつて公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年四月十三日付けて認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

一 区域計画の作成主体 福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

一 国家戦略特別区域の名称 福岡市・北九州市 グローバル創業・雇用創出特区

三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業 国家戦略道路占用事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略特別区域

外国人創業活動促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

、保険外併用療養に関する特例関連事業及びユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例事業

○内閣府告示第百六十四号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百四十八号をもつて公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年四月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

一 区域計画の作成主体 沖縄県国家戦略特別区域会議

一 国家戦略特別区域の名称 沖縄県 國際觀光イノベーション特区

三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国家戦略道路占用事業、国家戦略特別区域限定保育士事業及び国家戦略特別区域高度医療提供事業

○内閣府告示第百六十五号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第四百三十二号をもつて公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年四月十三日付けて認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

一 区域計画の作成主体 愛知県国家戦略特別区域会議

二 国家戦略特別区域の名称 愛知県 国家戦略特別区域

三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業 農地等効率的利用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、地域農畜産物利用促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、民間事業者に

による公社管理道路運営事業、公立国際教育学校等管理事業、特定非営利活動法人設立促進事業及び特定実験試験局制度に関する特例事業